

協同組合スタンプ・クーポンよこたが発行する 商品券の利用終了及び払戻しの実施について

これまでのご利用に対しまして、厚く御礼申し上げます。

協同組合スタンプ・クーポンよこたが発行する商品券につきましては、平成 27 年 5 月 31 日をもって、利用を終了させていただきます。未使用の商品券をお持ちのお客様は、ご利用終了日までに利用していただきますようお願い申し上げます。

ご利用終了日：平成 27 年 5 月 31 日

ご利用終了日後の未使用商品券の取扱いについて

上記ご利用終了日経過後の未使用商品券につきましては、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項及び前払式支払手段に関する内閣府令第 41 条の規定に基づき、商品券の払戻しを行いますので、以下の払戻し期間内にお申し出ください。

※払戻し期間内に申し出なき場合、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

払戻し期間：平成 27 年 6 月 1 日～平成 27 年 8 月 31 日

お申し出方法及び払戻し方法

協同組合スタンプ・クーポンよこたの事務局及び加盟店に未使用の商品券を持参してください。その場で現金と交換いたします。

※事務局及び加盟店には定休日がありますのでご注意ください。

ご利用終了及び払戻しの対象となる商品券について

下記掲載のとおり、券面に発行者が「(協)スタンプ・クーポンよこた」と記載されている額面 500 円の商品券。

ご利用終了・払戻し対象商品券

商品券 金五百圓也 ¥500 発行所 島根県仁多郡横田町雲町横田992番地の2 (協)スタンプ・クーポンよこた TEL 0854-52-0021	No 092323 1. この商品券は(協)スタンプ・クーポンよこた加盟店販売の商品とお引換え申し上げます。なお、加盟店は別紙をご覧ください。 1. この商品券は現金とはお引換えいたしません。 1. この商品券の盗難・紛失または滅失等に対しては当会はその責を負いません。 1. たばことのお引換えはできません。 発行者名 (協)スタンプ・クーポンよこた 引換店名
--	--

お問い合わせ先 (協)スタンプ・クーポンよこた事務局

〒699-1832 島根県仁多郡奥出雲町横田 992 番地 2 TEL (0854) 52-1119 FAX (0854) 52-1196

※受付・照会時間は、午前 9 時から午後 5 時まで（土、日、祝日を除く。）